

国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況 H27.3.27 環境省

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
- 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
- このうち、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 楡葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、処理計画における搬入完了目標に向けて、対象となる帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年2月末現在、約43万トン完了。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1)津波による災害廃棄物の処理

- 仮置場が整備されたところから順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

【平成27年2月以降の動き】

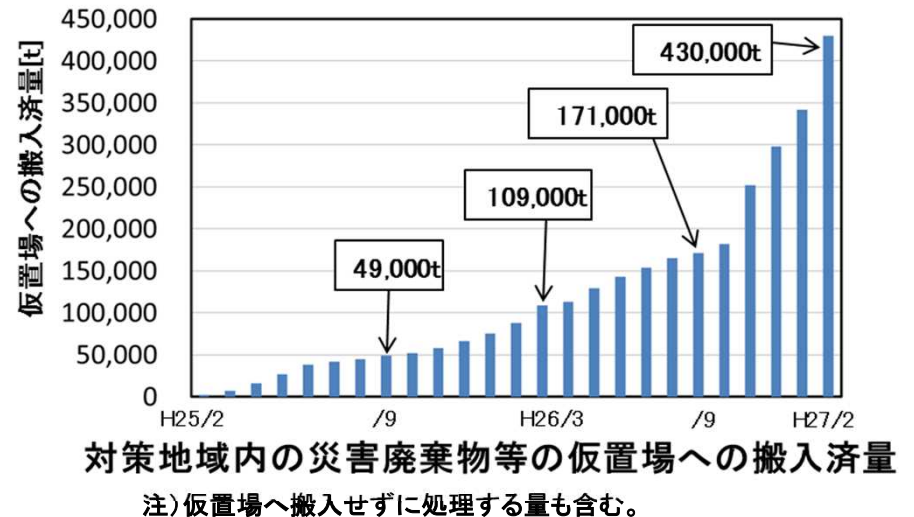
- 南相馬市旧警戒区域内における津波被災地域のがれきの撤去及び仮置場への搬入の完了について報道発表(3月6日)。

(2)被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等解体関連受付・調査を行い、順次被災家屋等の解体撤去を実施中。
- 解体撤去申請の受付は約4,700件、解体撤去は約550件実施済み。

(3)家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、帰還の準備を行う方の希望に応じて家の片付けごみの回収を実施中(8市町村で実施中、2町村で一通り実施済)。
- 回収した廃棄物の一部は既設の焼却施設(南相馬市はクリーン原町センター、楡葉町は南部衛生センター)で処理中。



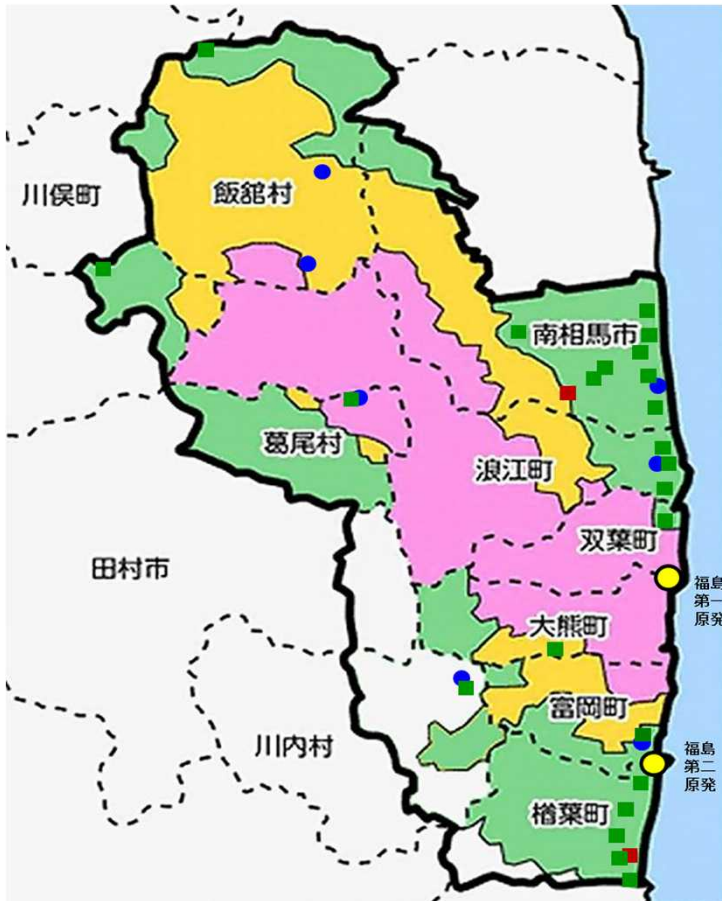
撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年3月27日現在)



【仮置場の確保状況】
 ■: 供用開始済
 ■: 原状復旧済

● 仮設焼却施設
 (建設工事中含む)

□ 汚染廃棄物対策地域 □ 避難指示解除準備区域

■ 居住制限区域 ■ 帰還困難区域

(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち2箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。
<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>



双葉町中野地区における仮置場の整備状況(平成27年3月)

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、4施設は稼働中、3施設は建設工事中(うち、1施設は4月竣工予定)。



富岡町における仮設焼却施設(平成27年3月)

| | |
|---------|------------------------|
| 稼働中 | 飯館村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市 |
| 建設工事中 | 葛尾村、浪江町、飯館村(蕨平地区) |
| 地元調整中 | 楡葉町 |
| 処理方針検討中 | 大熊町、双葉町、川俣町 |



葛尾村における仮設焼却施設の建設状況(平成27年3月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年3月27日現在)

| 市町村 | 災害廃棄物等 推定量(t) | 帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標 | 災害廃棄物等の処理状況 |
|------|------------------|---|--|
| 南相馬市 | 260,000 | 平成25年度 (一部平成26年度にずれ 込む見込み) | <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>270,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済み。 ○旧警戒区域内における津波被災地域のがれきの撤去及び仮置場への搬入の完了について報道発表(3月6日)。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約1,500件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施し、クリーン原町センターで処理中。 |
| 浪江町 | 289,000 | 平成27年度 (家の片付けごみは、平 成26年度内の搬入完了 を目標) | <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>87,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約520件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。 |
| 双葉町 | 13,000 | 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○津波被災地の災害廃棄物の選別・撤去作業を実施中。 ○家の片付けごみについて一通り回収完了。 |
| 大熊町 | 3,900 | 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○家の片付けごみの回収を実施中。 |
| 富岡町 | 105,000 | 平成27年度 (粗大ごみを除く家の片 付けごみは、平成26年 度内の搬入完了を目標) | <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>10,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約560件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。 |
| 楡葉町 | 76,000 | 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>54,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約900件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施し、南部衛生センターで処理中。 |

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年3月27日現在)

| 市町村 | 災害廃棄物等 推定量(t) | 帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標 | 災害廃棄物等の処理状況 |
|-----|------------------|---------------------------------|---|
| 飯舘村 | 42,000 | 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約970件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。 |
| 川俣町 | 3,300 | 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約10件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。 |
| 葛尾村 | 6,700 | 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約110件)。 ○家の片付けごみの回収を実施中。 |
| 田村市 | 2,300 | ※仮置場は 設置しない方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋等(19件)の解体撤去済。 |
| 川内村 | 2,500 | 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通りを終えたところ(約80件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみについて一通り回収完了。 |
| 合計 | 802,000 | | |

- ※1: 災害廃棄物等の推定量は処理計画に基づくもので、津波による災害廃棄物と災害廃棄物処理の一環としての被災家屋等の解体に伴う廃棄物、家の片付けごみが含まれる。帰還困難区域の災害廃棄物等の量は、今後、帰還困難区域における処理方針を踏まえて推定することとし、含めていない。
- ※2: 家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。
- ※3: 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等。
- ※4: 推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。
- ※5: 仮置場への搬入済量には、仮置場を経由せずに処理された量も含む。